

## 添付資料 支配権の異動及び取引先持株会について

SOMPO アセットマネジメント株式会社「2021 年度 ESG/スチュワードシップ活動報告

<https://www.sompo-am.co.jp/img/institutional/stewardship2021.pdf>

日本証券業協会「持株制度に関するガイドライン」（令和 4 年（2022 年）6 月 15 日変更

[https://www.jsda.or.jp/shijyo/minasama/content/20220615\\_mochikabuguideline2.pdf](https://www.jsda.or.jp/shijyo/minasama/content/20220615_mochikabuguideline2.pdf)

### 第 5 章 取引先持株会に関する特則

取引先持株会については、次の事項を特則として定めるほかは、従業員持株会に関する規定を準用するものとする。

#### 1. 目的

取引先持株会は、取引関係者による取得対象株式の取得により、相互間の親睦関係の増進に寄与することを目的とする。

#### 2. 設立

(1)取引先持株会については、実施会社との取引関係の種別や会員の所在地により、実施会社 1 社について複数組織することを妨げない。

(2)会員は、他の取引先持株会の加入要件を満たせば、当該他の取引先持株会へ加入することができる。

#### 3. 会員の範囲

取引先持株会の会員は、実施会社の取引関係者（法人か個人かを問わない。）に限るものとする。

#### 4. 優越的な地位の濫用の防止等

(1) 実施会社は、取引先持株会への入会の有無又は、拠出金額の多寡等（以下、併せて「取引先持株会に係る事項」という。）によって取引関係において差別的な取扱いを行い又は、通常の場合と異なる不公正な条件を用いてはならない。

(2)実施会社は取引関係者に対し、取引先持株会に係る事項が取引関係に影響を与えるものでない旨を周知するものとする。

(3)実施会社は、原則として取引先持株会が取得した株式及びその会員の持分について、質権、譲渡担保権その他これらに類する権利を取得してはならない。

(4)実施会社は、取引先持株会への入会を条件とする信用の供与又はその代理若しくは媒介を行ってはならない。

#### 5. 拠出金等

##### (1)定時拠出金

定時拠出金は、規約の定めにより、会員があらかじめ申し込んだ金額を定期的に拠出することとする。

##### (2)臨時拠出金

臨時拠出金は、規約の定めにより、次の場合に限り拠出できるものとする。

#### イ 退会の場合

株主割当による有償増資が行われる場合

(3) 拠出金の限度額 定時拠出金及び臨時拠出金の限度額は、それぞれ1会員1回につき100万円未満とする。ただし、(2)イの場合については、1売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、100万円未満とする。

#### 6. 奨励金等の禁止

実施会社は、会員に対し奨励金及び事務委託手数料等の経済的援助を与えてはならないものとする。

#### 7. 議決権

実施会社（実施会社の子会社を含む。）に議決権の総数の25%以上を保有されている法人会員については、実施会社に対する議決権の行使が制限されることに留意するものとする。

#### 8. 事務局

取引先持株会は、規約の定めにより、その事務を実施会社に委託できるものとする。

（注）平 5.1.11 作成

.....

令 3.1.1 改